
規 則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月 29 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 号

**高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を
改正する規則**

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則（平成12年高知県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令（平成21年政令第218号）」を「、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）及び不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）」に改める。

第2条中「第9条第2項」を「第29条第2項」に改める。

別記様式中「第9条第1項の規定により」を「第29条第1項の規定により」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部
を改正する規則